

危機事態の発生

自然災害, テロ・武力攻撃, 感染症, 食中毒など

左記の事例以外で市民の生命や財産への被害, 行政運営への支障等が生じる事件事故等

「旭川市地域防災計画」
「旭川市国民保護計画」
「旭川市健康危機管理基本指針」に基づき対処

情報入手部局等

所管が明確

所管が不明確

報告
(第1報)

連絡

連絡

統括危機管理責任者が
主管対応部局を決定

指示, 連絡

市長, 副市長(秘書課長)
統括危機管理責任者

報告
(詳細)

所管部局

報告

統括危機管理責任者が
危機レベルを決定

レベル 1

レベル 2

レベル 3

主管部(課)
危機対策会議

庁内
危機対策会議

危機対策本部

委員長
主管部長
副委員長
主管課長
委員
主管部内関係課長
広報担当者
主管部長の指名する者

委員長
副市長
副委員長
主管部長
委員
関係部局の部長等
危機対策広報担当者
主管部局の危機管理推進者

本部長
市長
副本部長
副市長
本部員
関係部局の部長等
危機対策広報室
広報広聴課長, 主管部局の危機管理推進者等

移行

移行

移行

移行